

「舞馬の難」の受容経路 —『通俗忠義水滸伝』と曲亭馬琴の場合を通じて—

鈴木丹士郎

—

山東京伝の読本『忠臣水滸伝』（前編は寛政十一年（一七九九）刊、後編は享和元年（一八〇一）刊）に、「舞馬の難」という語が次のように見られる。

殊更將軍塚鳴動し、清水寺には舞馬の難出来りて、山門殿宇ことゞゝく、片時のうちに灰燼となり、（前編一・一回）

左訓によつて「舞馬（の難）」は「くわじ」（火事）を意味する語であることがわかる。しかし、普通の言い方としての「火事」を用いず、「舞馬（の難）」を用いたことにはその由来・因由を知りたくなるというのも事実である。

『忠臣水滸伝』という作品は構想において「大筋は『仮名手本忠臣蔵』に拠つて十一回から成り、そこに『水滸伝』中の説話が適宜要約・付会され、『忠臣蔵』の各段が自由に構成されて別種の趣をもつた『忠臣蔵』となる」⁽¹⁾『水滸伝』翻案物の一種である。依拠した本文は『水滸伝』の翻訳である『通俗忠義水滸伝』の訳文の可能性がきわめて高いと言われている⁽²⁾。その利用の可能性を見るまえに『通俗忠義水滸伝』について簡単に説明しておく。

初編は卷一から卷十五まで、宝暦七年（一七五七）刊。中編は卷十六から卷二十まで、安永元年（一七二二）刊。下編は卷三十一から卷四十四まで、天明四年（一七八四）刊である。拾遺は拾遺卷一から卷十の後に卷四十五、卷四十六、卷四十七が続き、入り組んだ複雑な構成になつていてその刊行は寛政二年（一七九〇）である。

また、作品の頭の「通俗」というのは翻訳のことで、漢字片仮名交じり文の体裁をとり、その訳文は「原文の細かい形容句・詩詞・重複部分を省き、時に道中の些事を削るが、また逆に説明のための文を補うなどして、原文に忠実な訳とはいえない。が、平明で読みやすい文章になつていて」⁽³⁾とされる。

翻訳者については正編（初編・中編・下編）は岡島（嶋）冠山、拾遺は丟用道人^{トウヨウドウジン}と言われるが、冠山の翻訳とすることに疑問が出されるなどまだ明らかでない点もあり、また如上と異なる見解もある⁽⁴⁾。

次に、『通俗忠義水滸伝』の訳文をきわめて多く利用したとされる『忠臣水滸伝』に見られる「舞馬の難」を『通俗忠義水滸伝』に当たると以下に記すような例を見出すことができる（A）。なお、これと比較するために『新編水滸伝』初編（文化二年（一八〇五）～四年刊）を訳出した曲亭馬琴の後を継いで二編から九編（文政十一年（一八二八）～天保九年（一八三八））までを刊行した高井蘭山はもっぱらこの『通俗忠義水滸伝』を手本として用いたので⁽⁵⁾『新編水滸伝』の本文もあげた（B）。

さらに、『水滸伝』の原文には「舞馬の難」は見出せないようであるが⁽⁶⁾、A Bに該当すると考えられる箇所をCにあげ、また今日の代表的翻訳の例として『元訳水滸伝』（吉川幸次郎・清水茂訳 岩波書店）を参考にDとしてあげた。

A
コノトキミカド
此時帝ハ火ノ。ヨコ
起リタルヲ看玉ヒテ。御心ヲ驚メ玉ヒ。急キ
モハ舞馬ノ難。ナシユツライ。出来シヌト騒動シ。サウトウ
水桶梯子。手々三提テ火ヲ救ハント跑來ル。
(下編卷三十三(一)、天明四年(一七八四)刊)

B
此の時帝は火の起りたるを見給ひ、御心を驚かしめられ、急ぎ還幸遊しけり。鄰家ど
みかど
おこ
いそ
くわんかあそば
りんか

もは舞馬災難出来たりと騒動し、水桶楷子手々に提げて、火を救はんと跑来る。
かけた

(六編卷五十九(八三八)、天保九年(一八三八)刊)

C 李師師家火起、驚得趙官家一道烟走了。鄰佑人等一面救火、一面救起楊大尉、這話都不必
説。(七十二回)

(用例は繁体字で示した。以下、同様)

D 李師師の家から火事が出たので、びっくりした趙陛下、跡白波とお逃げになりました。隣
り組の人たちが、火消しをしながら、楊大尉を救出しましたことは、いうまでもありません。

(八三三ページ)

以上のことから「舞馬の難」について検討してみると、『水滸伝』(C) の本文とは『通俗忠義水滸伝』(A)、『新編
水滸画伝』(B)ともにその本文は相當に異なるが、AとBは少異はあるものの、非常によく似ていることがわかる。
問題の箇所は、Aの「舞馬ノ難」はBでは「舞馬災難」である。

さらに、「通俗忠義水滸伝」における「舞馬の難」の他の例(A)を見るところにする。Bは『新編水滸画伝』、Cは
『水滸伝』、Dは『完訳水滸伝』のそれぞれの本文である。

A、此夜江州城ニハ。無為軍ニ火ノヨリ起シヲ見テ。諸人騒動シ。遂ニ蔡九知府ニ。斯クト告シ
処ニ。彼黃文炳ハ。此時知府ト共ニ吏ヲ議アリヌルガ。無為軍舞馬ノ難。出来シムト聞テ。
忽チ大ヒニ驚キ。即チ知府ニ告テ云ケルハ。無為軍ニ出火シヌトナレハ。某急ニ団テ。
火ヲ救フヘキ間。

B、此夜江州城には無為軍に火の起りしを見て、諸人騒動し、遂に蔡九知府に斯と告し處に、
(中編卷二十、安永元年(一七七二)刊)

彼黄文炳は此時知府と共に事を議して在ぬるが、無為軍に祝融災ありと聞て、大いに驚き知府に申て、某急に回りて火を救はんとする、

(四編卷三十八、天保六年(一八三五)刊)

C' 却説江州城裏見無為軍火起、蒸天價紅、滿城中講動、只得報知本府。這黃文炳正在府裏議事、聽得報說了、慌忙來稟知府道。“敝鄉失火、急欲回家看覲。……”

(四十一回)

D' さてこちらは江州の城内、無為軍から火が出て、天をこがさんばかりに赤いのを望みやつて町じゅう大きわぎ、まずはと府厅へ知らせます。かの黃文炳は、ちょうど府厅で會議に出でいましたが、知らせを聞くや、あわてて知事に言上し、「わたくしの町が火事です。さつそく見とどけにかえろうと存じます」……

(四二九ページ)

こちらの場合も、B'の本文は、A'の本文に酷似していることがわかる。しかし、今考察しようとしている「舞馬の難」が、B'では「祝融災」となっている。「祝融災」もストレートに火事をいう言い方でないのでその由緒を尋ねたくなるのは「舞馬の難」の場合と同断である。

「祝融」については、例えば『角川古語大辞典』には次のようにある。

神名。火の神。また、南方の神。『礼記・月令』には夏の神ともあり、炎帝と並称する。『淮南子・時則訓・高注』には顓頊(ヤゼンノク)の孫で、一名は黎、高辛氏の火正(セカイ、火星を祭り火に関する政務をつかさどる役)であり、死後火神になつたと伝える。火災を祝融の業として表す。

「祝融」は、中国で火をつかさどる神であったところから火事を言うようになったのである。「祝融災」は実際には火難を言うものである。

ところで、Cの本文があたりがAの本文に該当するところかと考えられるが、この場合も「舞馬の難」は見当らない。A'の例の方が年時としてはAよりも早いが、A'よりも「舞馬ノ難（出来ナシヌ）」とあり、『忠臣水滸伝』の方も「舞馬の難（出来リテ）」であって、符合している。このような符合する他の事例を見出して結論を出す必要があるが、このケースだけでも京伝が『忠臣水滸伝』の表現に『通俗忠義水滸伝』の訳文の語句を利用した可能性の一斑をうかがうことができると考える。

二

別の観点から「舞馬の難」について見ることにする。

唐話（近代中國語）学を隆盛に導いた人物である岡島（嶋）冠山に『唐話纂要』⁽⁹⁾（享保元年（一七一六）刊、同三年増補）がある。これは最も広くおこなわれた唐話入門書であるが、この卷二には漢字四字からなる語句である「四字話」が列举されている。その中に、

舞馬ノ之難
火事ノ「」

が見られる。「四字話」に限らないが、右側に付してある片仮名は唐音（中國諺音）である。『唐話纂要』は序によると唐話の初学者のために「平生ノ成語」（日常語）をすべて掲載した（無レ不^{二ト云}〔該載〕）とある。そうすると「舞馬の難」も中国で日常一般に用いられていた語と考えてさしつかえなかろう。

また、留守希斎（友信）撰・千手興成補の『語錄訳義』⁽¹⁰⁾（延享元年（一七四四））にも、

舞馬之難
火事ノ「」（十五画、補）

とある。留守希斎（友信）は崎門学派の高第三宅尙斎に師事した人物である。江戸時代初期から中期にかけて朱子学

が盛んにおこなわれるようになつたが、それにともない中国宋代の儒者（程子、朱熹）の語録を注解したものがいろいろと現われるようになった。そうして宋儒語録の注解辞書類は儒者ばかりでなく唐話学者によつてもつくられた。『唐話纂要』を著わした岡島冠山には『字海便覽』⁽¹¹⁾（享保十年（一七二五）刊）がある。これは『朱子語類』から俗語や俗語を含む句・文章を、その門目の順序に従つて摘出し、注釈・訳解した⁽¹²⁾ものであるが、唐話の研究は宋儒語録を理解することにも大いに役立つものがあつたのである。

『語録訳義』の引用文献はその書名が記される場合が多く、また、しばしば用いられるものは略称で出處が示してある。例えば『唐話纂要』や『字海便覽』も「要」「便」と記されている。「舞馬之難」には出處は見られないものの、『唐話纂要』から引用したことは十分考えられる。

宋儒の語録類の理解を可能にした唐話の研究は、これのみに留まらず、最初は唐話を学ぶテキストとして用いられた白話小説も次第に内容そのものに目が向けられるようになり、多くの中国の白話小説が日本に紹介され、その結果白話小説への関心が呼び起され、高まつたことは注目すべきことである。そうして白話小説の分野でも白話理解のための辞書がつくられるようになつた。その代表的なものが『俗語解』⁽¹³⁾である。『俗語解』の編者に擬せられているのが沢田一斎である。一斎は儒学者岡白駒の門人である。白駒は唐話・白話に通じ、『小説精言』（寛保三年（一七四三）刊）、『小説奇言』（宝暦三年（一七五三）刊）など中国の白話短編小説の訓訳本を刊行した。これらの刊行に与つて力のあつたのが書肆風月堂の主人でもある一斎であつた。一斎自身も師白駒に続き『小説粹言』（宝暦七年）を刊行したが、この訓訳が『俗語解』に採られている可能性が高く、『俗語解』の成立は『小説粹言』の刊行以後であつたと考えられる⁽¹⁴⁾。

前置きが長くなつたきらいがあるが、「舞馬」の語がこの『俗語解』に認められるのである。しかし、語釈は付けられていない。明治十一年（一八七八）、市川清流によつて『俗語解』は増補校正され、『雅俗漢語訳解』⁽¹⁵⁾として出版さ

れた。これには『俗語解』になかった「舞馬」の語釈と、引用書およびその本文が加えられている。

三

ここで、今一度『唐話纂要』に見られる「舞馬之難」について考えてみることにしよう。「舞馬之難」を含め、その前後にあげてある語句は影印本文の一一行目から四行目にかけて次のようにある（『唐話辞書類集』六集、77ページ、十一丁才）

火ホウ著チヤテ起キイ來ライル
衆チヨン人ジン救キウフ火ホウ 諸人ハラフ火ホウケタ
舞マツ一ツ馬マノ之ツ難シカ 搭タク著ス雲イユン一ツ梯タクケル
燒ショウ二ツ一ツ爐ツイ民ミン一ツ屋ヤ 民屋ラヤ
通スルニ相シヤウ救キウフ應インス 互ハラフニ相スル
澆ショウレクニ水スイ不レバ企キイ 水スイ及ハラフカケルニ
盡ゼンレ力ロバ防ボウ火ホウ 力ロバ尽ゼン火ホウ フセク

これら一連の漢字四字の語句と先に示した『通俗忠義水滸伝』下編卷三十三（A）および中編卷二十（A'）の本文中の語句を比べてみると共通ないしは類似する言い方がいくつか認められる。

火ホウ起リタル（A）、火ホウ起シ（A')
火ホウ救スク（A）、火ホウ救フヘキ（A')
諸人チヨンジン（騷動サウドウシ）（A'、「衆人」の語釈としてある）
舞馬マツバノ難ナン（A'）、舞馬マツバノ難ナン（A')
梯子タクシ（A）

今、述べたような『唐話纂要』と『通俗忠義水滸伝』とで共通ないしは類似する語句は他にも見られるのか否かはまだ調査が届いていないので不明である。また、稿者は『水滸伝』の諸本や翻訳『通俗忠義水滸伝』の原本等について多く批評の能力に欠けるのは遺憾であるが、近時、『通俗忠義水滸伝』の翻訳には岡島冠山が大きくかかわっていた

という立場を再評価する見解が出され、それは同時に『水滸伝』諸版本の異同を検討すると岡島冠山のみならず、岡白駒、沢田一斎などの『水滸伝』受容の構図が描けるという点にまで及んでいる。⁽¹⁶⁾

ところで、『水滸伝』では『通俗忠義水滸伝』の翻訳過程において『唐話纂要』を参考にした可能性を指摘するに留めておく。

四

「舞馬の難」は曲亭馬琴にもその使用が見られる。読本『墨田川梅柳新書』（文化四年（一八〇七）刊）に、今霄舞馬の難あるをもて、女児亀鞠を葛籠に入れ、脱れて富小路まで来れる折しも（三・九）

とあり、『新編水滸画伝』訳水滸辯（⁽¹⁷⁾ 文化二年刊）には、

水滸の一書は、曩に冠山岡嶋老人、翻訳の功なりしより以降、我俗始て世にこの奇編ある事をしる。

メソランキボン
惜むべしその書近曾舞馬の難に係り、
数百の版面有すといふ。

その他、「舞馬の難」のほか、「舞馬の災」「舞馬の変」が馬琴の書翰（來翰も含む）に散見する。

江戸へ舞馬の難しばくニ御座候間、長くとめ置候も心労ニ御座候。乍去、友人より許借の書箱を別ニいたし、毎々大切ニいたし候故、多分ハ失ひ申まじく致候へども（殿村篠齋宛、文政十三年（一八三〇）三月二十六日）

追々寒冷ニ趣、舞馬之災も折々有之時節と成候處、あまり久しく留置候も心配ニ付、先一旦返上仕候。（木村黙老宛、天保三年（一八三二）九月十八日）

然ば、先月下旬東都舞馬の変承候故、書肆大野木氏よりの急便有之候由申聞候に付、早速書状相認（↑伊藤蘭洲、

享和三年（一八〇三）四月二十八日）

「舞馬の難」はほかにも殿村篠齋宛書翰数通に認められる（天保三年十一月二十五日、天保五年二月十八日）。

ところで、「舞馬の難」は『日本国語大辞典』（小学館）には立項されていず、日本においてどのように用いられた

のかは見当が付けにくい。しかし、これまで見てきたところでは、その範囲を広くとつての唐話辞書や『通俗忠義水滸伝』、それに京伝の『忠臣水滸伝』などに用いられていることがわかった。

また、昭和九年（一九三〇年）刊の『大辞典』（平凡社）には「舞馬」が立項されており、その説明は、
火災の異名。馬舞。舞馬の災。

とある。用例は『晋書』索統伝から引かれている。

黄平問_二索統_一曰、我昨夜夢_二舍中馬舞、數十人向_レ馬拍_{一レ}手、此何祥也、統曰、馬者火也、舞為_二火起_一、向_レ馬拍_レ手、救_レ火人也、平未_レ歸而火作。

「舞馬之災」の見出しもあるが、「馬舞之災」（火災をいふ。→馬舞（○））の方が本見出しである。括弧内の「馬舞」（○）は、火災の意として、用例は先の『晋書』と同じものである。

漢和辞（字）典について見ると、『大漢和辞典』（大修館書店）では「舞馬之災」で立項され、『大辞典』と同じく用例は『晋書』索統伝である。「馬舞」については、（○）「舞樂の名。馬上に綵衣を着て舞ふ」とあり、出典は『樂府雜錄』である。（○）「火災をいふ。馬舞之災」（^{（わざはひ）}）は「火災をいふ。馬舞は舞の名」とあり、出典は同様『晋書』である。

『大漢和辞典』のほか『広漢和辞典』（大修館書店）・『角川大字源』・『新大字典』（講談社）・『中国語大辞典』（大東文化大学中国語大辞典編纂室、角川書店発行）や『故事成語名言大辞典』（大修館書店）なども「舞馬（の災）」または「馬舞（の災）」の典故は『晋書』索統伝である。

「舞馬の難」などの言い方が、火事・火災の意に用いられるのは、晋の黄平が、馬がおどる夢を見、そのことについてト占の名人索統が火事の前兆であると判じたが、はたして火事が起こった故事に基づくものであったのである。

馬琴が『墨田川梅柳新書』や書翰に用いている「舞馬の難（災）」は何に基づいたのであるか。『通俗忠義水滸伝』、山東京伝の場合とは別の受け入れの経路の可能性について考えてみたい。

日本の近世においてはただに文学作品のみならず広く芸文の世界に影響を与えたものに宋・元に成立した中国の類書『事文類聚』⁽¹⁸⁾がある。

類書と言うのは「森羅万象を部門に分つて、その字義を説明し、古典籍に記載されている事例を引き、それに関する故事や詩文を挙げる」⁽¹⁹⁾ものである。『事文類聚』は前集六十巻、後集五十巻、続集二十八巻、別集三十二巻が宋の祝穆の撰で、ほかに新集三十六巻、外集十五巻が元の富大用の撰、遺集十五巻が元の祝淵の撰に成る非常に大部のものである。この『事文類聚』続集十八「燈火部」火災の項に、「夢馬拍手」の題言に続けて次のようにある。

馬興平問索統曰 我昨夜夢舍馬舞數十人向馬拍手 何也 紹曰馬者火也 舞為火起 向馬拍手救火人也 平歩歸而火起
(一四〇五。ページ上段) ⁽²⁰⁾

出典は明記されていないが、『晋書』藝術・索統伝と考えてよからう。本文の異同等については後述する。

『事文類聚』は日本でも中世以来多く用いられ、類書の最初のものとして和刻本『古今事文類聚』が遺集を加え、寛文六年（一六六六）に京都八尾勘兵衛によつて刊行され⁽²¹⁾、さらに京都上坂勘兵衛の後印本と大阪河内屋吉兵衛らの補修本も刊行された。一四三巻（目録七巻も入れて）百冊にも及ぶ浩瀚な書がこのように刊行を重ね、江湖の迎えるところとなつた背景には寛文版の「書新刊事文類聚後」に記されているごとく、事を考えるのに例が精しく（精於考事）、詩文も豊富に載せてゐる（富於詩文）ことにあつたと考えられる。

近世後期においては、戯作者とりわけ曲亭馬琴や山東京伝が作品の素材や考案の源泉として、いかに多く『事文類聚』を利用したかは徳田 武『馬琴 中編読本解題』（勉誠出版、平成二十四年三月刊）を瞥見しただけでも知ることが

できる。

馬琴の用いている「舞馬の難（災）」は直接『晋書』に基づくのではなく、『事文類聚』に拠っていると考えるべきであろう。『曲亭藏書目録』⁽²²⁾には、

○志部

事文類聚 前集 後集 続集 別集
外集 凡百七十一卷 華本 合卷廿五

とある。座右に備えていたのは華本である。馬琴の知音である木村黙老、殿村篠斎などに宛てた書翰に用いているのも「舞馬の難（災）」はいわば自家菓籠中のものとして馬琴がおのずから身に付けていた語句の一つであつたであろう。

六

第一章の最後の方で、『雅俗漢語訳解』には『俗語解』になかった「舞馬」の語釈と、引用書およびその本文が加えられている」と述べた。具体的には語釈として「火事ヲ云」があり、さらに『事文類聚』続集とその本文があげてある。

『事文類聚』（注20参照）とその和刻版（注21参照）とは本文は同じであるが、『雅俗漢語訳解』に引かれている本文は和刻版とは多少の違い（ほとんど漢字の字体）があるので該当する箇所に「・」を付して次にあげた。

A 馬興平問_二索紜_一曰、我昨夜夢舍馬_レ、數十人向_レ馬拍_レ手、何也、紜曰馬者火也、_レ舜為_二火起_一、向_レ馬拍_レ手救_レ火人也、平歩坂而火起

(1) 紜——紜（「紜」の異体字のようにも見える） (2) 舜——舞 (3) 數——數 (4) 坂——歸（これの異体字が「坂」）また、『大辞典』や漢和辞（字）典等では「舞馬（の災）」「馬舞（の災）」の典拠が『晋書』であることはすでに触れたが、『晋書』（B）と『事文類聚』（A）の本文と比べるとまた別の異同が見られるので、Aの本文と合うように体

裁をかえて示すと次のようである。

B 黄平問紳曰、我昨夜夢舍中馬舞、數十人向馬拍手、此何祥也、紳曰馬者火也、舞為火起、向馬拍手救火人也、平未歸而火作

(1) 馬興平—黃平

(2) 索紳—紳

(3) 舍—舍中

(4) 何也—此何祥也

(5) 紳—紳

(6) 平歩歸—平未歸

まず、(2)は『晋書』卷九十五・列伝六十五、藝術の「索紳」であるので『事文類聚』の「紳」は「紳」が正しいが、字形が似ているため「紳」のつもりで用いたものか。Aの「紳」もこれと同じ。

(1)についてはB(『晋書』)の一行目に先行する本文を見ると次のようである。

内中有人、肉字也、肉色赤也。両杖箸象也、極打之、飽肉食也。俄而亦驗焉。黄平問紳曰：

傍線の部分は「焉」で文が終わるところ、「焉」を「馬」と誤つて続け、さらに「黃」を「興」と見なし、その結果『事文類聚』の本文が「馬興平」のような仕立てになつたものであろう。

以上、日本の近世で用いられている「舞馬の難」の移入の経路について、一つには唐話学、白話小説から『通俗忠義水滸伝』を経て京伝の『忠臣水滸伝』にも流れこんでいること、他には中国の類書『事文類聚』からの流れが馬琴の読本や書翰での使用であつたと考へてみた。『事文類聚』については多くの場合、作品の素材や趣向の源泉として近世文学に採られていることを前に触れたが、語句のレベルでの摂取もあつたと想像される。

注

- (1) 『日本古典文学大辞典』(岩波書店)所収の『忠臣水滸伝』の解説〔清水正男執筆〕
(2) a 『日本古典文学大辞典』(岩波書店)所収の『通俗忠義水滸伝』の解説〔徳田 武執筆〕

「舞馬の難」の受容経路 —『通俗忠義水滸伝』と曲亭馬琴の場合を通じて—

- (4) a 中村幸彦編『通俗忠義水滸伝』解説（『近世白話小説翻訳集』第十一卷『通俗忠義水滸伝』(六)所収、汲古書院）
b 注（2） b 『水滸伝と日本人』第一部第六章。
c 中村綾『日本白話小説受容の研究』（汲古書院、平成二十三年刊）
- (5) 注（2） a b 参照。
- (6) 大島吉郎編 近代漢語研究会発行の「容与堂本『水滸伝』（百回本）語彙索引」（一九九八年刊）に拠ると、「舞馬」や「舞馬之難」は認められない。
- (7) 中村幸彦編『近世白話小説翻訳集』第九卷『通俗忠義水滸伝』(四)352ページ。
- (8) 有朋堂文庫（三）408ページ。
- (9) 『唐話辞書類集』第六集に所収。
- (10) a 『唐話辞書類集』第二集に所収。
- (11) b 鳥居久靖「留守希齋『語錄訳義』について」（『天理大学学報』第六輯、昭和二十七年一月）
『唐話辞書類集』第十四集に所収。
- (12) 藟科勝之『字海便覧』における注釈の方法とその日本語—岡島冠山の唐話辞書の考察—（『武藏野女子大学紀要』十七号
一九八二年三月）
- (13) 村上雅孝『近世漢字文化と日本語』第四章第二・三節（おうふう、一〇〇五年刊）
- (14) 村上雅孝「訓訳と沢田斎」（『国語学研究』第五十三集、平成二十六年三月）
- (15) 注（13）参照。
- (16) 注（4） c 参照。

(17) 有朋堂文庫本に拠つたが、この引用箇所が注(2)bの文献の174ページに影印が載せてあるので、それに基づき、振仮名を補つたり、誤りを訂したりした。

(18) 早川光三郎「類書『事文類聚』と近世文学 ノート」『滋賀大国文』第七号、昭和四十四年十一月

(19) 徳田 武『秋成前後の中国白話小説』第一部第一章(勉誠出版、二〇一二年刊)

(20) 景明萬曆甲辰(一五八四)、金谿唐富春精校補遺重刻本『新編古今事文類聚』(中文出版社、一九八二年刊)

(21) 『和古今事文類聚』(全七巻)として、ゆまに書房より刊行(昭和五十七年)。

(22) 服部 仁「馬琴所藏本目録(一)——翻刻『著作堂俳書目録』並に『曲亭藏書目録』——」『同朋大學論叢』第四十号、昭和五十四年六月